〇農林水産省告示第五百三十九号

農業保険 法 (昭和二十二年法律第 百 八十五号) 第百三十六条第一項及び農業保険法施 行 規則 (平成二十九

年農林 水産 省令第六十三号) 第八十七 条第 項 (同 令附則第 八条第 項 の規定 により 読み替えて適 用 する場

合を含む。 以下同じ。) の規定に基づき、 同法第百三十六条第一項の 農林水産大臣が定める区分及び同

. 令 第

八十七条第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保証 険法第百三十六条第 項 の規定により特 定の)共済目 的 Ö, 種類 につき品種 栽 培 方法等に応じて農

1

林 水 《産大臣》 が定める区分は、 水稲及び麦について定めるものとし、 別表の対 第 欄 に掲げる共済目 的 O種 類

につき、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

2 農業保険法 施行規則 (以 下 「規則」 という。) 第八十七条第一項の規定により引受方式 (規則第八十七

条 第 項に規定する引受方式をいう。 以下同じ。)を選択するときは 別表 \mathcal{O} 第 欄 12 掲げ る共 済 目 的 \mathcal{O}

種類 (麦にあっては、 同欄に定める区分。 以下同じ。)につき、 同表 の第二 欄に掲げる区分のうち当該共

済目的の種類の全てについて地域インデックス方式 (同項第三号に規定する地域インデックス方式をいう

以下同じ。)以外の引受方式を選択するときは第一 区分、 当該共済目的 \mathcal{O} 種類の全部又は 部に つい て

表の第三欄

に掲げる区分ごとに、

それぞれ同

表の第四欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

地域インデックス方式を選択するときは第二区分に属する同

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

式をいう。以下同じ。)、災害収				
(同項第二号に規定する半相殺方	用途であるもの			
いう。以下同じ。)、半相殺方式	、バイオ燃料用及び米粉用以外の			
項第一号に規定する全相殺方式を	回目の耕作に係る水稲で、飼料用			
全相殺方式(規則第八十七条第一	一期作の水稲又は二期作のうち一	一類	第一区分	水稲
第四欄		第三欄	第二欄	第一欄

入共済方式及び一筆方式	水稲で、飼料用、バイオ燃料用及	
全相殺方式、半相殺方式、災害収	二期作のうち二回目の耕作に係る	四類
	であるもの	
入共済方式及び一筆方式	回目の耕作に係る水稲で、米粉用	
全相殺方式、半相殺方式、災害収	一期作の水稲又は二期作のうち一	三類
	及びバイオ燃料用であるもの	
入共済方式及び一筆方式	回目の耕作に係る水稲で、飼料用	
全相殺方式、半相殺方式、災害収	一期作の水稲又は二期作のうち一	二類
をいう。以下同じ。)		
第八条第二項に規定する一筆方式		
同じ。)及び一筆方式(規則附則		
る災害収入共済方式をいう。以下		
入共済方式(同項第四号に規定す		

 七			五.			第二区分一					五.	Γ
類			類			二類		類			類	
飼料用及びバイオ燃料用以外の用	であるもの	水稲で、飼料用及びバイオ燃料用	二期作のうち二回目の耕作に係る	及びバイオ燃料用であるもの	回目の耕作に係る水稲で、飼料用	一期作の水稲又は二期作のうち一	水稲で、米粉用であるもの	二期作のうち二回目の耕作に係る	であるもの	水稲で、飼料用及びバイオ燃料用	二期作のうち二回目の耕作に係る	び米粉用以外の用途であるもの
地域インデックス方式		入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収		入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収	入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収		入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収	

地域インデックス方式	畑で耕作する二条大麦	 八 類			
地域インデックス方式	田で耕作する二条大麦	七類	第二区分		
入共済方式及び一筆方式					
全相殺方式、半相殺方式、災害収	春期に播種する二条大麦	六類			
入共済方式及び一筆方式				麦	
全相殺方式、半相殺方式、災害収	秋期に播種する二条大麦	五類	第一区分	二条大	
地域インデックス方式	畑で耕作する小麦	四類			
地域インデックス方式	田で耕作する小麦	三類	第二区分		
入共済方式及び一筆方式					
全相殺方式、半相殺方式、災害収	春期に播種する小麦	二類			
入共済方式及び一筆方式					
全相殺方式、半相殺方式、災害収	秋期に播種する小麦	一 類	第一区分	小 麦	 麦
	一途である水稲				

		の 麦	その他				裸麦			麦	六 条 大
			第一区分		第二区分		第一区分		第二区分		第一区分
	十六類		十五類	十四類	十三類		十二類	十一類	十類		 九 類
	春期に播種するその他の麦		秋期に播種するその他の麦	畑で耕作する裸麦	田で耕作する裸麦		秋期に播種する裸麦	畑で耕作する六条大麦	田で耕作する六条大麦		秋期に播種する六条大麦
人共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収	入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収	地域インデックス方式	地域インデックス方式	入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収	地域インデックス方式	地域インデックス方式	入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収